

静岡県富士山ガイド心得

富士山は、「信仰の対象と芸術の源泉」として日本人の自然観や日本文化に大きな影響を与えた歴史を有し、人と自然が信仰と芸術を通して共生する姿が顕著な普遍的価値として世界文化遺産に登録されました。

この普遍的価値を、広く後世へ継承していくため、富士山の自然や文化的価値についてガイドを通じて国内外の多くの人々に紹介し、理解していただくことにより、富士登山がより価値のある体験となるよう、次の心得に基づいた活動を目指します。

(基本目標)

一、安全

安全な登山環境を維持するための啓発と行動を実践します

二、価値発信

富士山の世界文化遺産としての価値、美しい自然、豊かな文化を発信します

三、連携

富士山関係者間の連携を図り環境を維持し、危険が迫っている時は積極的に協力します

(ガイドに求める行動ルール)

1. 登山者の安全を最優先に考え行動する。
2. ガイドツアー開始時に自己の活動する富士山域に関わる気象警報が発令されているときは、ガイド活動は行わない。(噴火警報等により立ち入りが規制されている場所には入らない。)
3. ガイドツアーにあたって、登山者に対して利用ルールやトイレの場所等を事前に説明する等、安全管理上の注意や富士山での注意事項を十分に伝える。
4. 自然公園法等、富士山に関わる関係法令を遵守する。
5. トイレのないところで用を足すときは、携帯トイレの利用等、環境保全に努める。
6. 怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。
7. 心得に基づいて、登山者に対してゴミの持ち帰りやルール・マナーを守った利用の協力を促す。
8. ガイドの活動する富士山域の地権者、山小屋管理者、その他企業や関係者とのトラブルや苦情が生じないように、関係者と連携を図る。
9. 祠や社などの神聖な場所の環境をけがさない。
10. 万が一の時に備えて、非常時の救急道具を装備する。
11. 休憩等に伴う自然環境への影響、快適な利用環境の創出、利用者の安全管理のために、ガイドが引率する人数を配慮する。
12. ガイドツアーにあたって、安全管理上の注意や富士山での注意事項を十分に伝え、事前に説明した上で装備不十分な登山者はガイドツアーに参加させない。
13. 心身の状態からガイドツアー参加や継続が難しいと判断されるガイドツアー客は参加を断る、あるいは途中棄権を促し、安全に下山できるように尽力すること。
14. ガイドツアー中に異常を発見した場合は、関係機関・関係者に報告する。
15. 荒天時は、無理に登らない。
16. 山体へスプレーによるマーカーやテープ等による目印をつけない。
17. ガイドツアー中は自然環境に配慮し、貴重な自然資源の保全を積極的に行う。
18. 富士山保全協力金の使途や目的についてガイドツアー参加者に説明し、協力を呼びかける。
19. 山小屋や休憩所は譲り合って使用する。
20. 弾丸登山 (御来光目的で事前に十分な休息を取らず夜通し登山を行うこと) となるガイドツアーを行わない。
21. ガイドツアー中、救助者が出た場合に備えた必要な知識・技術を持ち、有事には適切な行動及び対応に努めること。